

令和6年11月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年11月20日（水）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時00分
  
- 5 出席した教育長及び委員  
花田 忠雄 教育長  
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員  
常陸 佐矢佳 委員
  
- 6 出席職員  
教育局長  
県立高校改革担当局長  
教育監  
副局長  
総務室長  
行政部長  
支援部長  
生涯学習部長  
企画調整担当課長  
管理担当課長  
財務課長  
教育施設課長  
教職員企画課長  
学校支援課長  
文化遺産課長  
落合 嘉朗  
田熊 徹  
濱田 啓太郎  
羽鹿 直樹  
宮田 一男  
高安 賢昌  
古島 そのえ  
信太 雄一郎  
鈴木 寿則  
高橋 慶吏  
渡邊 太郎  
江尻 睦  
野村 雅朗  
吉野 哲也  
鹿島 美雪
  
- 7 提出議題 次葉のとおり
  
- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## 教育委員会 11 月定例会 会議日程

日時 令和 6 年 11 月 20 日（水） 9 時 30 分から  
場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第 1

- |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 定教第 27 号議案 | 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則  |
| 定教第 28 号議案 | 神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則               |
| 定教第 29 号議案 | 令和 6 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 30 号議案 | 令和 6 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 31 号議案 | 訴訟について                            |

#### 日程第 2

- |         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 報第 12 号 | 訴訟について                            |
| 報第 13 号 | 令和 6 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 報第 14 号 | 令和 6 年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について  |
| 報第 15 号 | 令和 6 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |

### 2 協議・報告事項

- |      |                    |
|------|--------------------|
| 報告 1 | 県指定重要文化財の指定の諮問について |
|------|--------------------|

## 教育委員会11月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、有効に成立しております。  
本日の会議録署名委員ですけれども、佐藤委員を指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

佐藤委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則」ほか4件の付議案件があります。  
また、日程第2として「訴訟について」ほか3件の報告案件があります。  
さらに、協議・報告事項として「県指定重要文化財の指定の諮問について」の報告があります。  
お諮りをいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第29号議案と定教第30号議案、日程第2の報第13号と報第15号は、知事に意見を申し出る案件、また日程第1の定教第31号議案と日程第2の報第12号は、訴訟に関する案件、さらに協議・報告事項の報告1は、関係機関との協議等を要する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入ります。  
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは、日程第1の定教第27号議案に入ります。

定教第27号議案 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
説明者 渡邊財務課長

財務課長 ファイル01をお開きください。定教第27号議案です。1/5ページ提案理由に記載のと

おり、授業料の徴収及び就学支援金の認定に係る事務を平準化するため、就学支援金の認定期間を踏まえ、授業料を納付する期及び期ごとの納付額について見直しを行うなど、所要の改正を行うものです。具体的な内容については、4/5ページと5/5ページの資料で説明します。

4/5ページをご覧ください。「2 改正の必要性」についてですけれども、「(1) 授業料を納付する期及び期ごとの納付額の改正」と「(2) その他所要の改正」の二つの改正を予定しています。まず、「(1)」の改正についてですが、5/5ページの資料で説明します。

5/5ページの資料の中段の表をご覧ください。授業料の納付について、右側の「現行」の仕組みでは、第1期に4月から9月までの6か月分を、第2期に10月から翌年3月までの6か月分を、それぞれ納付していただくことになっています。これに対し、左側の「改正後」の仕組みでは、第1期に4月から6月までの3か月分を、第2期に7月から翌年3月までの9か月分を、それぞれ納付していただくこととしたいと考えています。この改正の理由についてですが、下段の表をご覧ください。国の就学支援金の認定を受けた場合、授業料の納付が不要になることから、8月の口座振替の前に就学支援金の審査を行っております。こうした中、「現行」の仕組みでは、6月の住民税額の決定後、7月の申請から8月の口座振替までの短期間で審査を行う必要があることから、事務負担が非常に重くなっている状況にあります。一方、「改正後」の仕組みについてみると、就学支援金の認定期間は7月から翌年6月までとされており、4月から6月までの3か月分は、新入生以外は前年度に既に認定済みであることから、就学支援金の審査は、第2期の口座振替までに行えばよいということになります。こうした改正を行うことで、審査期間を十分に確保でき、審査事務の平準化・適正化に資するものと考えております。

4/5ページ「2 改正の必要性」の「(2) その他所要の改正」についてです。資料に記載はありませんが、入学検定料は、願書の提出時に納付することとされており、その後、志願変更をする場合は原則として再度納付する必要はないこととされております。こうした中、入学検定料の額は、全日制が2,200円、通信制が無料とされておりますが、現行の規定では、通信制から全日制に志願変更をする場合、入学検定料を納付する必要がないことになってしまいます。これまでに、通信制から全日制に志願変更をしたケースはないものの、こうした規定の不備を是正するため、所要の改正を行うものです。

次に、「3 パブリック・コメント募集結果」についてです。令和6年9月13日から令和6年10月12日の期間でパブリック・コメントを募集したところ、1件の意見提出がありましたが、この意見は、授業料無償化を希望するものであり、改正案への影響をもたらす意見ではありません。

「4 施行期日」については、令和7年4月1日から施行しますが、入学検定料に係る改正規定については、公布の日から施行します。

「5 今後のスケジュール」については、11月29日に、県公報に登載して公布するとともに、パブリック・コメント募集結果を公表する予定です。

私からの説明は以上です。

- 下城委員            それでは、質問がありましたらお願いします。
- 佐藤委員            事務の平準化と効率化のために、大変良い改正だと思います。一方で、資金繰りの観点では、歳入の時期が少し後ろにずれることもあるのかと思うのですが、その辺の影響は大丈夫なのでしょうか。
- 財務課長            県の財政という観点から言うと、ここは対応できるということで、県庁内で調整を行っております。保護者の観点から見た場合、2期分の納付が少し多くなってしまうということは、十分な配慮が必要だと思いますので、しっかりと周知を図って、2期分ではこの金額が必要になるということを、あらかじめ周知をしたいと考えております。
- 下城委員            他にいかがでしょうか。
- 笠原委員            2期分の保護者の負担額が急増します。十分な周知をされると言うてはいるのですが、周知をしても、お金がなかなかうまく調達できないような家庭も、今の状況であれば想定は可能です。その辺は、周知以外に具体的に対応策を考えているのでしょうか。
- 財務課長            授業料については、基本的には就学支援制度がありますので、年収約910万円未満の世帯については、授業料はかからないということになっております。ですので、基本的に授業料を納付するのは年収約910万円以上の世帯ということになりますので、恐らく、それであれば、事前にあらかじめ周知しておくことで、年額の金額自体は変わりませんので、対応可能かと思っております。
- 笠原委員            分かりました。そうは言っても今の経済状況であるとか、これからますますいろいろなものが値上げされていくという状況ですから、しっかりと確実に周知をして、家庭への負担ができるだけないように、心の準備をしておくということも、すごく必要なのかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 下城委員            他によろしいでしょうか。
- 常陸委員            この事務を平準化することはとても良い取組だと思うのですが、現行、今の状態になってから、どれぐらいの期間続いていたものが、今回、改正に踏み切ったのでしょうか。
- 財務課長            公立高校の就学支援金制度ができたのが平成26年度で、今までずっとやってきたのですが、そうした中で、なかなか就学支援金の認定ができないがために、口座振替をする必要があるのか、ないのかが分からない状態が継続してしまうと、結局、

就学支援金が不認定でしたという場合は払ってもらわなければいけないのですが、口座振替に間に合わず、納付書で納付していただくというのが何千件もある状態で、保護者にとっても非常に不安定な状態がずっと続いていたという状況にありますので、何とか是正しなくてはいけないということで、人を集中させて期間内になるべく審査を終えるようにいろいろやっていたのですが、やはり、その対応では限界があるだろうということで、制度そのものを見直して、保護者にとっても混乱が生じないような制度にしたいと考えております。

下城委員 働き方改革の観点からも、良い見直しではないかと思えます。各委員からありましたように、万が一、納付できない家庭もあった場合の猶予措置など、いろいろ手厚く対応していただければと思います。

他になれば、採決について教育長にお願いします。

教育長 ただいまの定教第27号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に、定教第28号議案に移ります。

## 定教第28号議案 神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則

説明者 野村教職員企画課長

教職員企画課長 定教第28号についてご説明します。ファイル02をお開きください。「神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則」です。提案理由のとおり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布に伴い、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関する事項を定める必要があることから、神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則を制定するため、提案するものです。

2/4ページに制定文（案）があります。

具体的な内容は、3/4ページの「定教第28号議案関係」をご覧ください。「1 制定の趣旨」ですが、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が公布され、特定免許状失効者等、すなわち、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者に対し、再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あ

らかじめ、都道府県教育委員会の設置する教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない旨が規定されました。これを受けて、先ほど申し上げた、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則が公布され、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則を制定するものです。なお、資料に記載はありませんが、児童生徒性暴力等を行った者は、従来は、懲戒免職から3年経過するなど教育職員免許法上の形式的な欠格事項に該当しなくなれば、申請に基づいて教育職員免許状を再授与され得たものが、今後は、形式的な欠格事項に該当しなくなれば、再授与申請はできますが、教育職員免許状再授与審査会で審査を行うこととしたものです。再び、児童生徒性暴力等を行わない高度の蓋然性について、申請者自ら立証する必要があります。文部科学省の指針では、「児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならない」という基本的な考え方が示されています。

資料にお戻りいただいて、「2 制定の内容」についてですが、4/4ページの「5 参考」をご覧ください。「(1) 組織に関すること」として、一番右側の○(丸)印がついている県の規則では、「委員の数」「委員の構成」「委員の服務」に係る規定を整備します。「(2) 運営に関すること」として、県の規則では、「会の招集」「委員の除斥」「会議の公開」「参考人」等に係る規定を整備します。

3/4ページにお戻りください。「3 施行期日」は、公布の日です。本日お認めいただいた場合には、12月3日の公布を予定しています。

4/4ページ「4 パブリック・コメントの実施結果について」ですが、提出された意見はありませんでした。

なお、教育職員免許状再授与審査会委員の任免については、今後、委員候補者について文部科学省から情報共有を受けられることになっておりますので、候補者の情報を踏まえて人選をし、今年度中には委員任命について、教育委員会に付議する予定です。

私からの説明は以上です。

下城委員            それでは、質問がありましたらお願いします。

佐藤委員            候補者の情報という話がありましたけれども、人選は県教育委員会ですということ、候補者を見つけるところは県教育委員会がやるのではないのでしょうか。

教職員企画課長    委員については、医療・心理・福祉・法律などの専門的な知識を有する者の中から人選するということになっており、これは各都道府県がそれぞれ人選するわけですが、この審査会の委員をお願いするに当たって、職能団体などに対しても文部科学省の方でも協力をお願いして、候補者を示していただける。どういう形で示されるかというのが、現在情報がありませんので、文部科学省からの情報を踏まえて、また改めて判断をしたいと考えています。

佐藤委員            そうすると、各県において国から示された候補者のリストをもって検討するという

ことでしょうか。

教職員企画課長 示され方がまだ分からないのですけれども、場合によっては、同じ方が複数の自治体の委員を兼ねるといようなことも、もしかするとあるのかもしれないと考えています。ですので、各分野について複数の候補者が示されるという形なのか、ある程度人数が絞られるのか、そこもまだはっきりしておりませんので、また状況が分かりましたら、報告したいと思います。

佐藤委員 もう一つ、教育委員会規則で守秘義務が定められているのですが、地方公務員法上の守秘義務は適用されない方ということになるのでしょうか。

教職員企画課長 県の附属機関という位置付けになりますので。

佐藤委員 特別職職員ではないということですか。

行政部長 附属機関の委員で、特別職として地方公務員法適用の扱いになります。

下城委員 それでは他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私から一点。これをパブリック・コメントするときに、そもそも特定免許状失効者等だから、普通の場合は3年経つともう一回再申請できるというのに対して、さらにハードルを課す。先ほどの説明にもあったように、文部科学省としては、もう、この特定免許状失効者等に関しては、教壇に二度と立たせることはしない考えで臨むのだという、ハードルを上げるのだという、そのことがきちんと伝わらないと、パブリック・コメントで「緩めるのか」みたいな意見が出てきかねないということを心配したと思うのですが、結果的に、パブリック・コメントは何もなかったということで、逆に何もなかったというのは、きちんと伝わっているのかと心配なのですけれども、きちんと広報・周知していただいたのでしょうか。

教職員企画課長 意見がなかったことがどういうことなのかというのが、少し分からないところですが、今後また、神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則の制定であったり、あるいは教育職員免許状再授与審査会の委員の任命ということもあつたりしますので、それについてはしっかりと広報して、趣旨を周知していきたいと考えています。

下城委員 万が一ということなので、そんなにたくさん出てくることではないと思いますけれども、丁寧に進めていただければと思います。よろしくお願いします。他によろしいでしょうか。

他にないようでしたら、採決について教育長にお願いしたいと思います。

教育長 ただいまの定教第28号議案について原案のとおり決することで、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員  
にお願いします。

下城委員 それでは次に、日程第2の報第14号に移ります。

**報第14号** 令和6年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について  
説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長 ファイル08「報第14号」をお開きください。「令和6年度神奈川県教育委員会表彰  
（永年勤続職員表彰）について」です。本件は、神奈川県教育委員会教育長に対する  
事務委任等に関する規則により、教育長が事務を臨時に代理し、被表彰者を決定しま  
したので、その結果を報告するものです。

表彰の概要についてご説明しますので、3/3ページの「報第14号関係」をご覧ください。  
「1 対象者」ですが、「公務員又はこれに準ずる者で、永年勤続し、その勤務  
成績が良好なもの」を対象としております。具体的には、「（1）」から「（5）」  
に記載のとおりです。

次に、「2 表彰候補者の基準」です。「1」の対象者のうち、本年12月1日を基  
準日として、勤続期間が25年以上の者を表彰候補者としております。

「3 被表彰者数」ですが、今年度は、表の一番右の太枠にあるとおり、12月1日  
付けで241人、退職日付けで0人、合計241人を表彰することとしました。

次に、「4 審査手続」ですが、資料記載のとおりです。

「5 今後の予定」ですが、12月1日以降にそれぞれの所属において、各所属長か  
ら直接、表彰状を本人に授与することとしております。

2/3ページの被表彰者の内訳表をご覧ください。県、指定都市及び中核市並びに教育  
事務所ごとの各市町村における、学校種・職種別の被表彰者の人数をまとめたもので  
す。県全体での被表彰者数は、資料最下段の一番右に記載のとおり、241人を表彰する  
ものとなっております。

説明は以上です。

下城委員 それではご質問がありましたら、お願いします。

佐藤委員 内容については全く異議はないのですけれども、参考でお伺いしますが、定年が延  
びていることに伴って、25年以上という基準を今後延ばすというような計画はあるの  
でしょうか。

管理担当課長 勤続年数に着目して25年とあるのですけれども、逆に中途採用の方なども増えていて、25年という数字が良いのかというのは、議論としてはあります。一方で、勤務期間に着目した表彰以外にも、職員の功績という業績等に着目して表彰するものもあり、こういった方々には中途採用の他、再任用の方や非常勤の方などの様々な方を対象にする表彰もありますので、期間だけではなく、様々な観点で表彰は用意されておりますので、そういった表彰を通じて、職員の意欲向上等を図っていくことを考えているところです。

佐藤委員 永年勤続表彰は、何か「これでもう終わり」みたいな、その後の意欲をなくすということがないようにお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 確認なのですが、学校薬剤師や産業医などの方々も、25年という枠の中での選出ということなのですね。この方々に対しても先ほど課長が言ったように、25年という枠から少し見直していく中には入っているということですか。

管理担当課長 この表彰のうち学校医や学校薬剤師などを対象としたものは、全庁を通じて教育委員会だけということがありますので、年数を検討で変えるということになれば、当然対象になってくると思いますがけれども。

笠原委員 先ほど言っていた表彰というのは、多分、教職員関係や教育委員会関係という方々ならば、25年という数字の枠を外して、それ以外の表彰もあるのでしょうか、例えば産業医、学校医の方々は、なかなかこういう表彰を受けるという機会は、医学会の中にはあるのかもしれないのですが、その辺はどうなのですか。

管理担当課長 医学会の表彰制度は承知していませんが、学校安全や学校保健という部分で保健体育課の表彰もありますし、勤続期間以外であれば、例えば、想定されるのかどうか分からないのですけれども、学校と医者との関係性の中から、地域、学校貢献などということで業績がありましたら、やはり職員功績賞など、そういったところでも表彰の対象になってくると思いますが、勤続期間だけで表彰があるということではないので、様々なところで、皆さんにご貢献いただいておりますので、そういったところの意欲などの向上というのは図っていきたいと思っております。

教育長 ちなみに先週の日曜日に、学校保健、学校安全、学校給食の表彰式があって、その際に、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の一定の方を私から表彰しました。

常陸委員 勤続期間が25年以上ということなのでも、この間に例えば、一度職を離れられたようなブランクがある方も、合計で25年というような計算に該当するものなの

でしょうか。

管理担当課長 表彰の期間の中に、休職期間などがありましたら、そういった部分は除算して計算しています。

常陸委員 例えばキャリア採用の方がいて、一度教職を離れて戻ってこられた方も、元々の期間とまた戻ってこられた期間を合算するようなこともできるのですか。

管理担当課長 本採用の方が出て、もう一回本採用というのは、そう件数がないかと思いますが、例えば、教員の場合で、臨時的任用職員の方で、引き続いているような方であれば通算という形であると思いますけれども。

常陸委員 今、先生方もキャリアの経験もいろいろあると思いますので、その辺りもすくい上げられる表彰制度だと良いと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは他にご質問がないようでしたら、報第14号については以上とさせていただきます。

次に、日程第1の定教第29号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、企画調整担当課長、管理担当課長を指定します。

(10時00分非公開の会議に入り、11時00分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和6年11月20日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 定教第29号議案

- ・ 企画調整担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第30号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第31号議案

- ・ 教職員企画課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

### 日程第2

#### 報第12号

- ・ 学校支援課長から報告の後、質疑を行った。

#### 報第13号

- ・ 管理担当課長から報告の後、質疑を行った。

#### 報第15号

- ・ 教育施設課長から報告の後、質疑を行った。

### 協議・報告事項

#### 報告1

- ・ 文化遺産課長から報告の後、質疑を行った。